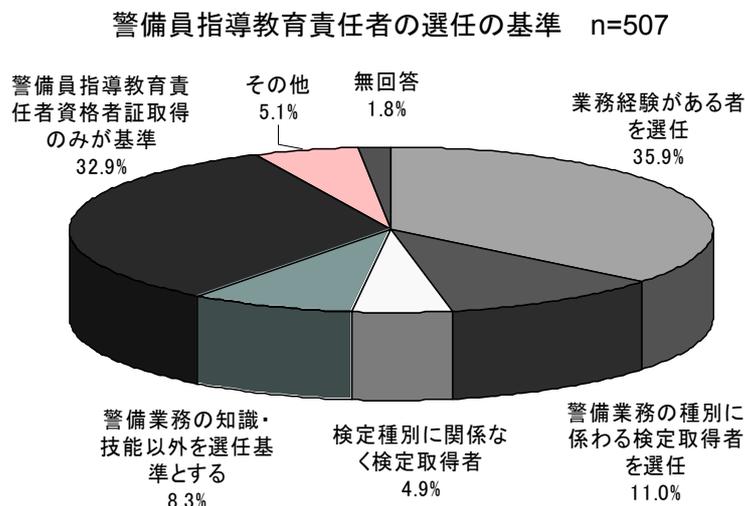


## 2. 警備員指導教育責任者について

### (1) 警備員指導教育責任者の選任の基準

問8 警備員指導教育責任者を選任する際の、選任の基準についてお答えください。

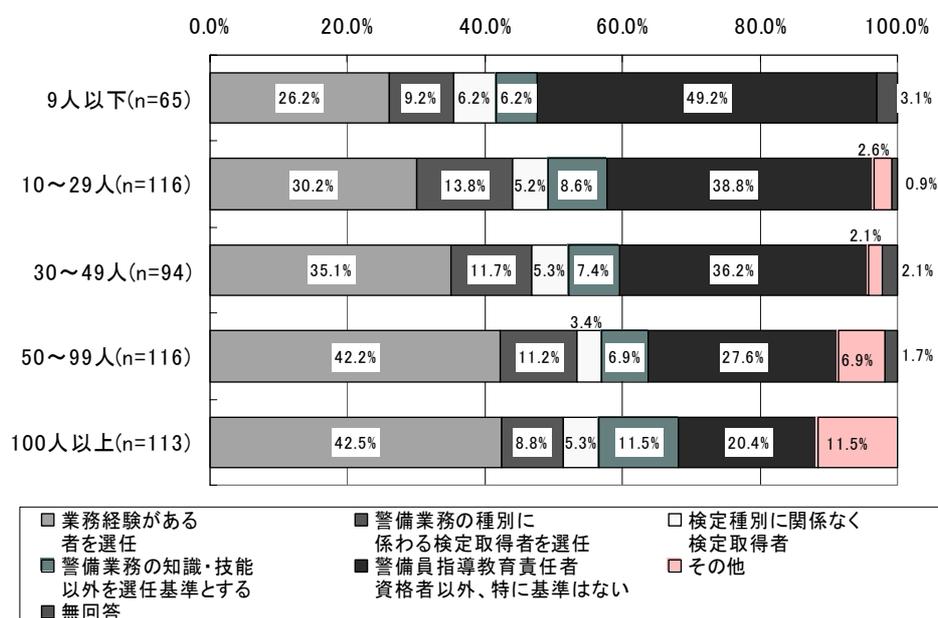


指導教育責任者を選任する基準としては「業務経験」を基準とする警備業者が35.9%、「警備員指導教育責任者資格者証取得」を基準とするものが32.9%と多くなっている。次いで、「警備業務の種別に係る検定取得者」（11.0%）、「警備業務に関する知識・技能以外の事項」（8.3%）、「検定種別を問わず検定取得者」（4.9%）が基準とされている。「その他」の回答としては、「役職者、責任者」を基準とするものが10件ある。

#### 自由回答 問8 警備員指導教育責任者を選任する際の基準（その他）

回答類型	回答数
役職者、責任者	10
業務経験	6
指導能力	4
管理能力	3
人間性	3
その他	6

### 警備員指導教育責任者の選任の基準（警備員規模別）



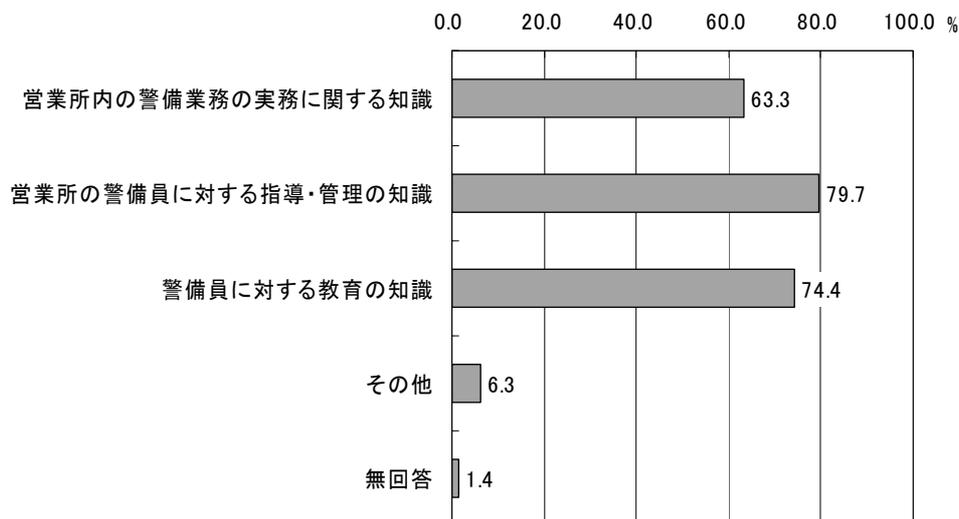
警備員規模別にみると、警備員数が多い大規模な警備業者であるほど「業務経験のある者」を指導教育責任者に選任していると回答している。「50~99人」、「100人以上」の警備業者では、ともに4割以上の警備業者が業務経験者を指導教育責任者の基準としているが、「9人以下」の警備業者では26.2%である。

また、小規模の警備業者ほど「警備員指導責任者資格者以外に特に基準はない」と回答している。大規模な警備業者では、20.4%が「警備員指導責任者資格者以外に特に基準はない」としているが、「9人以下」の警備業者では49.2%と半数近い。

(2)警備員指導教育責任者に必要な専門知識

問9 警備員指導教育責任者に必要とされる専門的な知識の内容はどのようなものであると考えられますか。(複数回答可)

警備員指導教育責任者に必要な専門知識 n=507



およそ8割(79.7%)の警備業者が「営業所の警備員に対する指導・管理の知識」を警備員指導教育責任者に必要な専門知識として挙げている。「警備員に対する教育の知識」も74.4%である。

自由回答 問9 教育責任者に求められる専門知識(その他)

回答類型	回答数
関連法令の知識、警察への対応に関する知識	6
マナーや一般教養(幅広い知識)	5
営業等の実務に関する知識(能力)	4
個々人の能力に合わせて指導する方法(能力)	3
経験	3
警備業全般の知識	2
マネジメントに関する知識	2
その他	5

その他の自由回答では、「関連法令の知識、警察への対応に関する知識」の6件と「マナーや一般教養(幅広い知識)」の5件が多い回答である。また、実務に関する回答として、「営業等の実務に関する知識(能力)」(4件)、他の警備員の指導・教

育関連の回答として「個々人の能力に合わせて指導する方法(能力)」(3件)が挙げられている。

主な回答例を以下に示す。

< 関連法令の知識、警察への対応に関する知識 >

- ・ 警備業法の知識が最重要。
- ・ 法務知識、警察対応。

< マナーや一般教養(幅広い知識) >

- ・ 一般的マナー等に関する知識やサービス業としての広い分野。
- ・ 営業所で実施していない警備業務など幅広い知識。

< 営業等の実務に関する知識(能力) >

- ・ 契約に関する知識。
- ・ 顧客に警備業務を認識させる力。

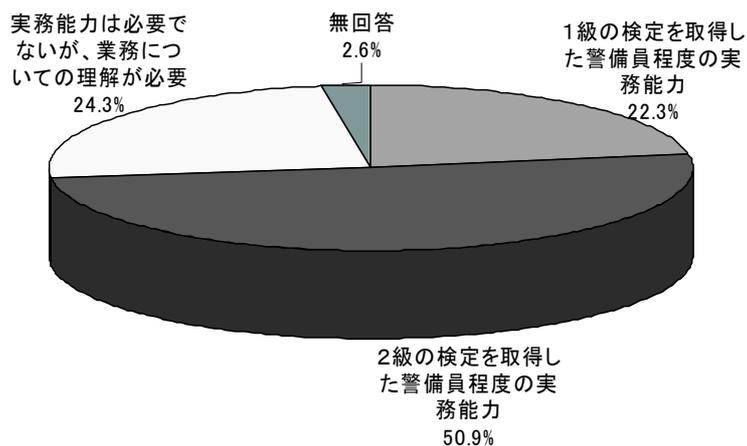
< 個々人の能力に合わせて指導する方法(能力) >

- ・ 各個人の能力に合わせてスキルアップさせる指導方法。

### (3)警備員指導教育責任者の実務能力の必要性

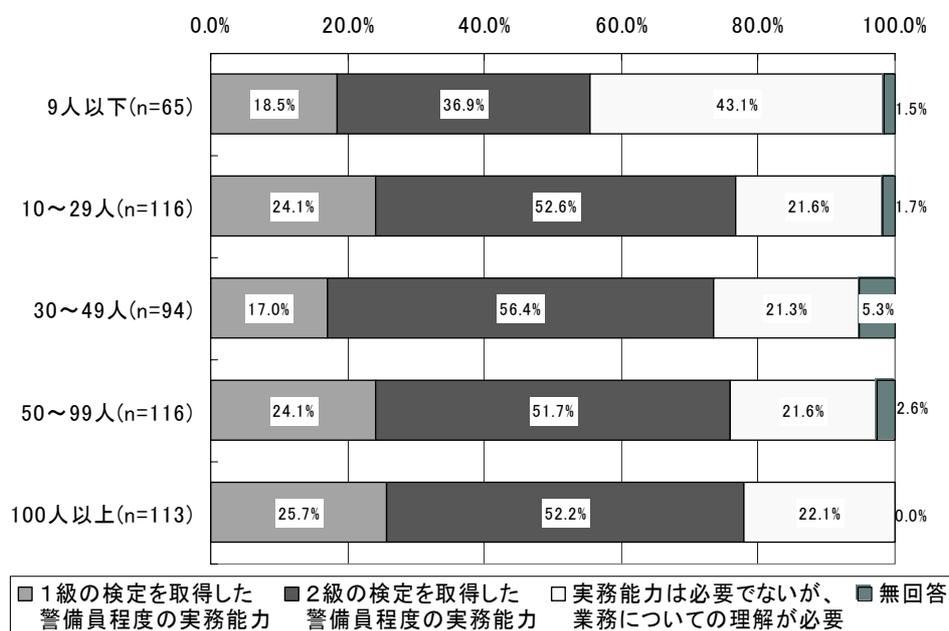
問10 警備員指導教育責任者が、警備員に対し適切に指導・教育を行うためには、自らが警備員としての実務能力を有している必要があると考えますか。

警備員指導教育責任者の実務能力の必要性 n=507



約半数の警備業者（50.9%）では、警備員指導教育責任者が、警備員に対し指導・教育を行うためには「指導・教育を行う警備業務の種別に係る2級の検定を取得した警備員程度の実務能力」が必要であると考えている。「1級の検定を取得した警備員程度の実務能力」が必要であるとする警備業者は22.3%である。一方で、「警備員としての実務能力は必要でないが、警備員の行う業務について理解しておく必要がある」と考える警備業者は24.3%である。

警備員指導教育責任者の実務能力の必要性（警備員規模別）

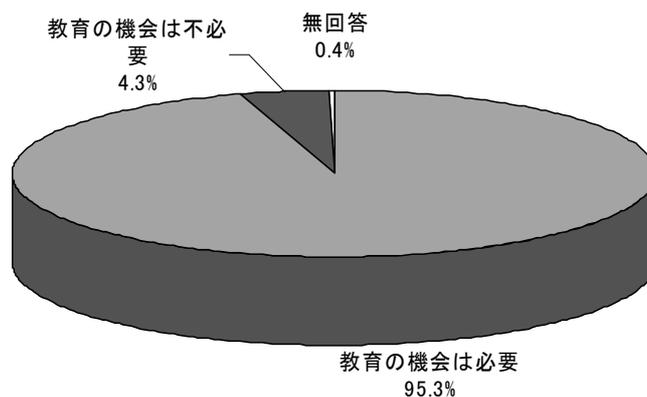


警備員数 10 人以上の警備業者では、「実務能力は必要ではない」という回答が 21～22%となっているのに対し、警備員数 9 人以下の警備業者では「実務能力は必要ではない」という回答が 43.1%を占めている。

#### (4)警備員指導教育責任者の教育機会の必要性

問11 警備員指導教育責任者資格者認証の交付を受けている者であっても、最新の知識を得るため、教育の機会が必要であるとお考えですか。

警備員指導教育責任者の教育機会の必要性 n=507



95.3%の警備業者が警備員指導教育責任者に対して最新の知識を習得するための教育機会を「必要」と答えている。不必要と回答した警備業者は4.3%に留まる。

#### 自由回答 問11 警備員指導教育責任者の教育機会が不必要な理由

回答類型	回答数
自主的に学ぶ意欲がなければ意味がないから	4
既に教育を実施しているの	4
現場で学んでいるの	3
業務規模が小さく、必要性を感じないので	2
その他	3

警備員指導教育責任者の教育機会が不必要とした理由で挙げられているのは、「自主的に学ぶ意欲がなければ意味がないから」（4件）や「既に教育を実施しているの」（4件）である。

主な回答例を以下に示す。

##### <自主的に学ぶ意欲がなければ意味がないから>

- ・自ら知識を得ようとしないうちは、講習会へ参加しても実がない。
- ・各人、各事業所が自主的に最新の知識を習得しているから。

##### <既に教育を実施しているの>

- ・各種講習会等出席している。

- ・すでに現在教育を受けているため。

<現場で学んでいるので>

- ・教育の機会は現場から。

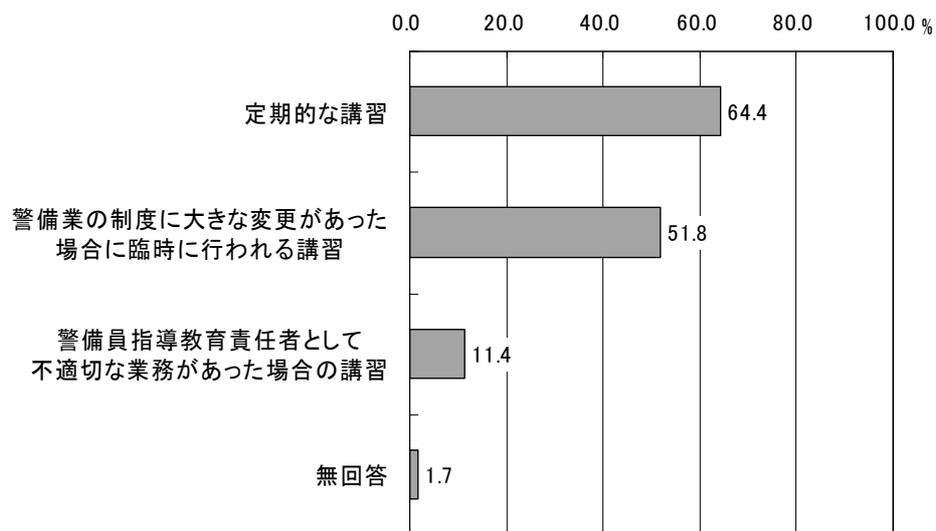
(5)警備員指導教育責任者への教育

問12 問11で「1. はい」と回答した方にお聞きします。

①警備員指導教育責任者への教育の機会

問 12-1 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者への教育の機会としてどのようなものが適当であると考えますか。（複数回答可）

警備員指導教育責任者への教育の機会 n=483

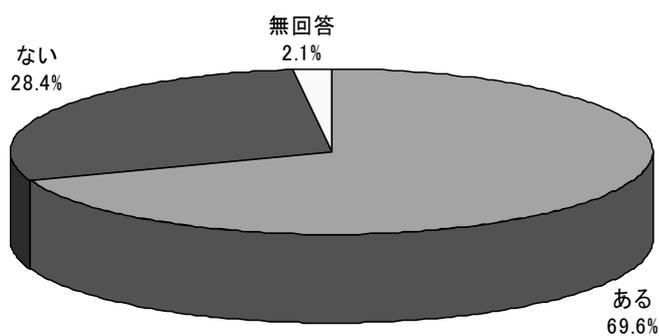


警備員指導教育責任者が最新の知識を得るための教育機会として、定期的な講習（64.4%）、警備業の制度に大きな変更があった場合の臨時講習（51.8%）が適当であるとする警備業者が多くなっている。

## ②警備員指導教育責任者への教育の有無

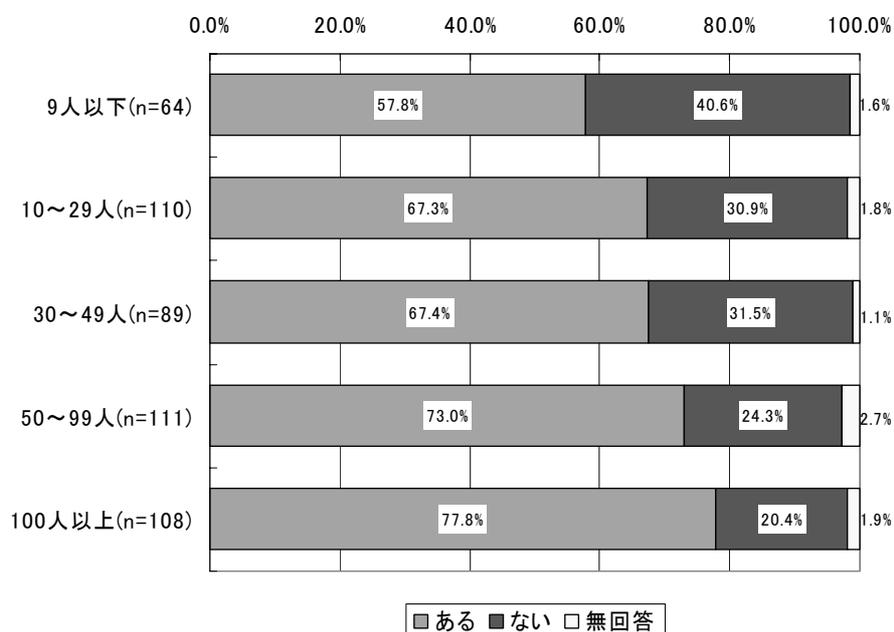
問 12-2 警備員指導教育責任者に最新の知識を身につけさせるために行っていることはありますか。

警備員指導教育責任者への教育の有無 n=483



警備員指導教育責任者が最新の知識を得るための教育機会が必要であるとする警備業者の69.6%は実際に取り組みを行っている。一方、28.4%の警備業者は、こうした教育機会が必要であるとは考えているものの、実際に取り組みは行っていない。

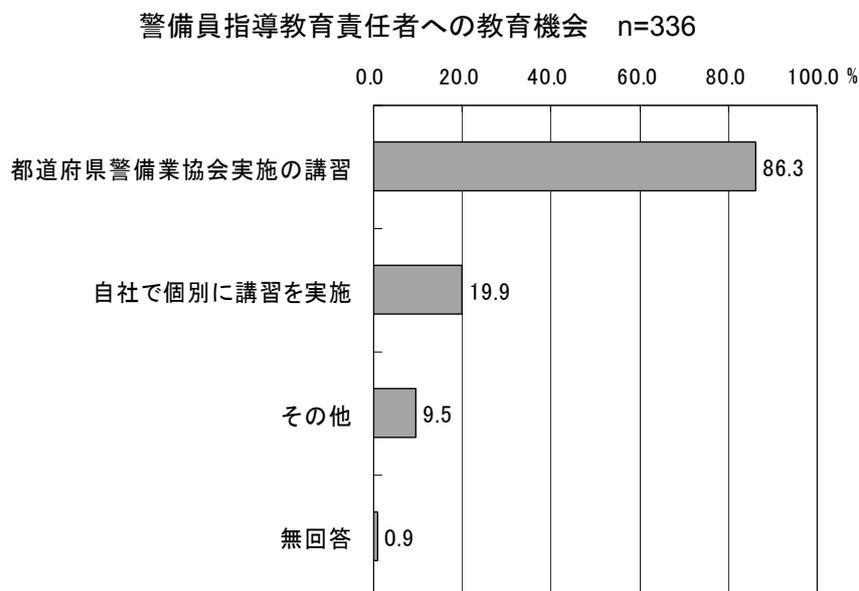
警備員指導教育責任者への教育の有無（警備員規模別）



警備員数の多い警備業者の方が教育の取り組みを行っている割合が高くなっている。警備員数「50人～99人」では73.0%、「100人以上」では77.8%で教育の取り組みを行っている。

### ③警備員指導教育責任者への教育機会

問 12-3 警備員指導教育責任者に最新の知識を身につけさせるために行っていることをお答えください。（複数回答可）



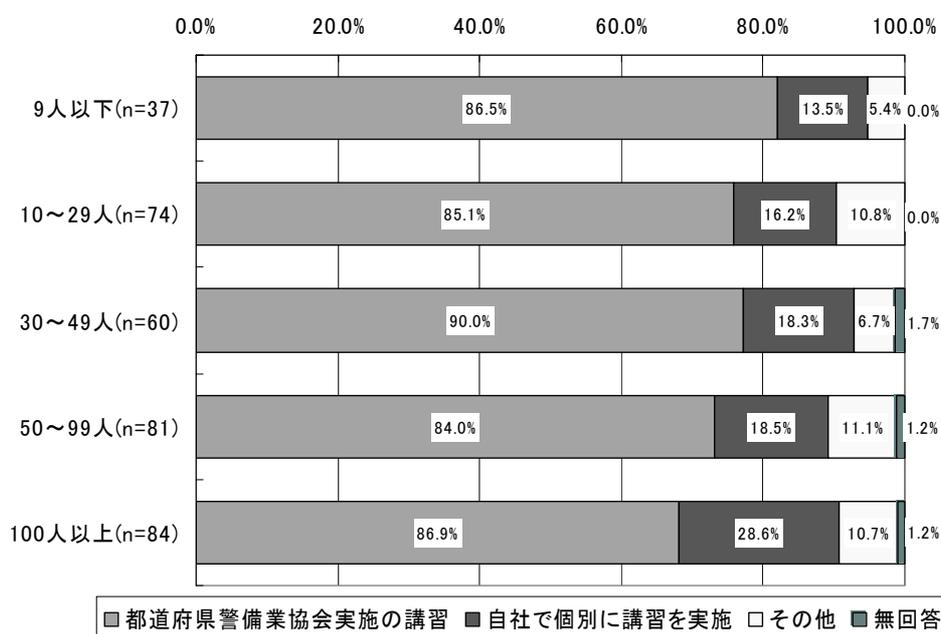
警備員指導教育責任者に最新の知識を身につけさせるために行っていることとして、「都道府県警備業協会実施の講習」が96.3%と最も多い回答である。また、自社で個別に講習を実施している警備業者は約2割である。

また、警備員指導教育責任者に対するその他の教育内容として、警備業協会の実施する講習の受講や自社での講習以外では、「研究会など社内で自己啓発活動を行っている」や「他社等が実施する研修等への参加」が多い。

#### 自由回答 問12-3 警備員指導教育責任者への教育機会（その他）

回答類型	回答数
研究会など社内で自己啓発活動を行っている	15
他社等が実施する研修等への参加	9
研修を実施している（指導教育責任者に限らない）	3
社内で試験を実施している	2
その他	5

警備員指導教育責任者への教育の内容（警備員規模別）

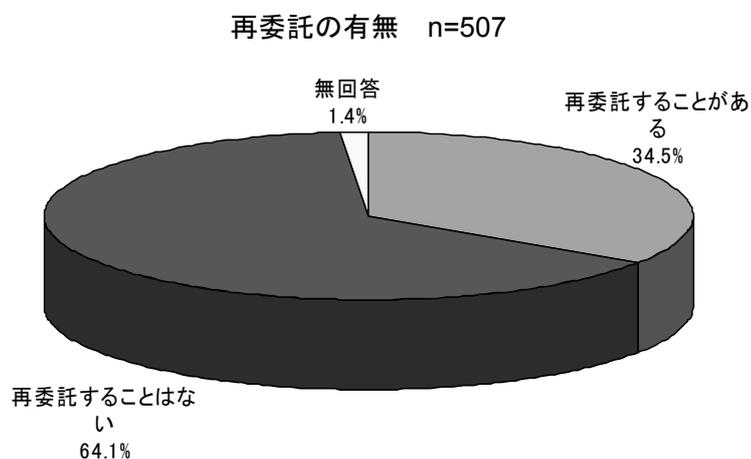


警備員規模別にみると、大規模な警備業者であるほど、自社で個別の講習を実施している。警備員数「100人以上」の警備業者の28.6%が自社で講習を実施しているのに対し、「9人以下」の警備業者では13.5%である。

### 3. 業務の再委託について

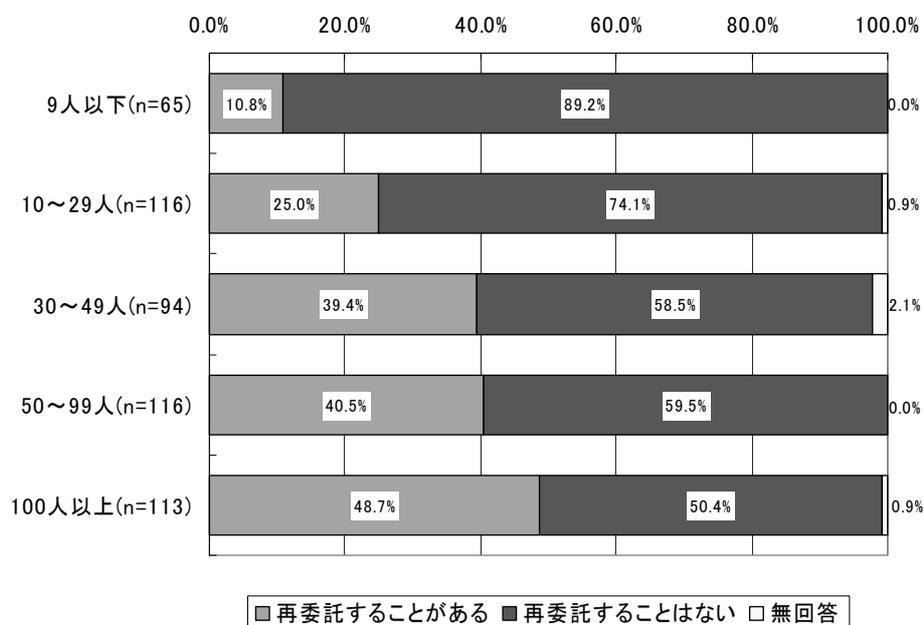
#### (1)再委託の有無

問13 警備業務契約を結んだ際、他の警備業者に再委託することがありますか。



他の警備業者への再委託を行っている警備業者は 34.5%である。64.1%の警備業者は再委託を行っていない。

#### 再委託の有無（警備員規模別）



警備員数の多い警備業者ほど、再委託する比率は高くなっている。警備員数「9人以下」では再委託している比率が 10.8%であるのに対し、警備員数「50～99人」では 40.5%、「100人以上」では 48.7%の警備業者が再委託を行っている。

## ①再委託の理由

問 13-1 再委託を行う理由について具体的にお答えください。

再委託を行う理由として最も多く挙げたのは、「臨時対応時等の人員確保」(109件)である。その他には、「より専門的な警備業者に委託」(15件)、「遠隔地での業務」(13件)などが挙げられている。

自由回答 問13-1 再委託を行う理由

回答類型	回答数
臨時対応時等の人員確保	109
より専門的な警備業者に委託	15
遠隔地での業務	13
コストを低く抑えるため	9
その他	7

再委託の理由の回答例を以下に示す。

### <臨時対応時等の人員確保>

- ・繁忙期に於いて供給不足が発生した時。
- ・大きな催事に伴う臨時的な警備について、自社だけの警備員では不足する場合。
- ・規模が大きく、自社のみで対応できない時はJVを組み業務の一部を委託することがある。

### <より専門的な警備業者に委託>

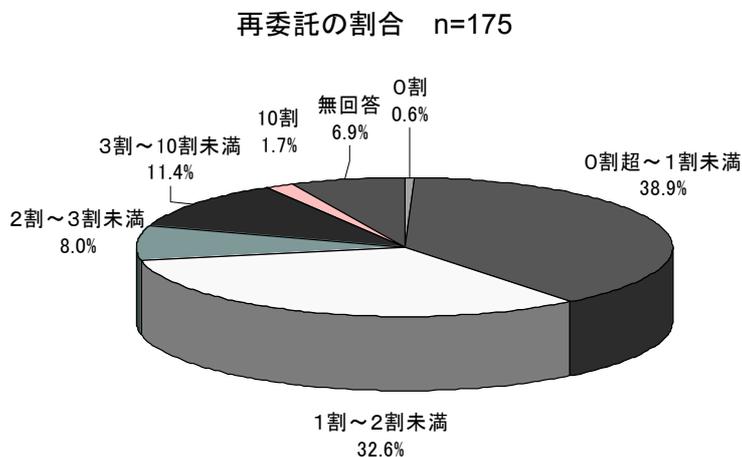
- ・警備の種別によって施設警備とか雑踏警備とか、それぞれ専門的分野に優れている業者に再委託した方が良い場合もある。
- ・機械警備等、併用の必要がある場合。

### <遠隔地での業務>

- ・離島及び遠隔地において業務がある場合、ユーザーに同意書を戴いて契約している。

## (2)再委託の割合

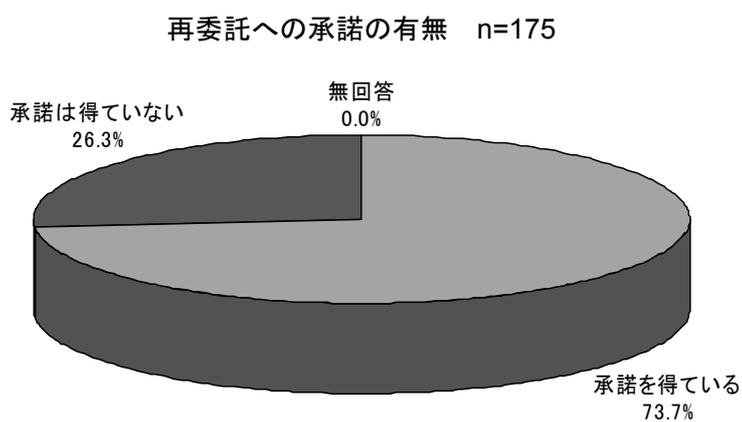
問14 警備業務契約を結んだものの内、他の警備業者に再委託する割合はどの程度ですか。



業務全体のうち、再委託する割合は低い。再委託する割合が2割未満である警備業者が71.5%を占めている。

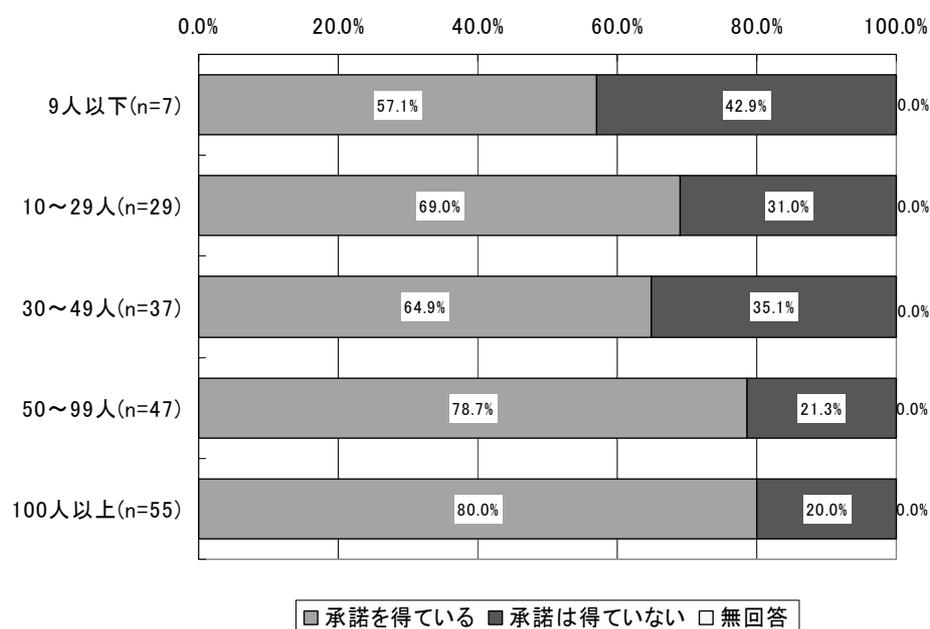
## (3)再委託への承諾の有無

問15 警備業務契約を結んだ際、取引相手に対して再委託することについての書面の承諾を得ていますか。



警備業務契約を結ぶ際に、取引相手に対して再委託することについての書面の承諾を73.7%が得ている。一方、26.3%は書面の承諾を得ていない。

再委託への承諾の有無（警備員規模別）

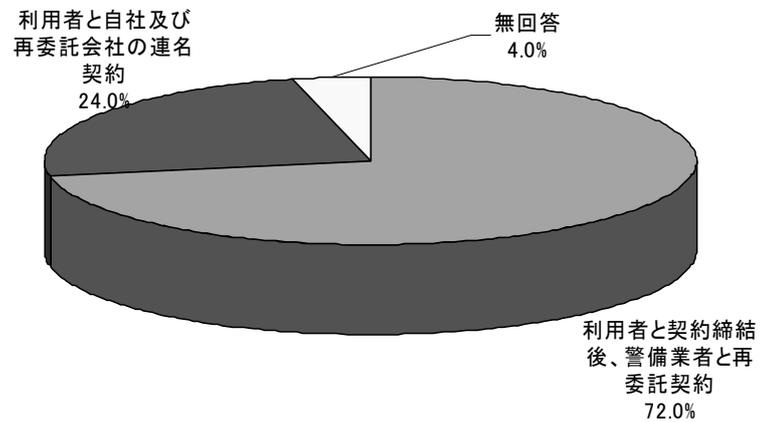


警備員数の多い警備業者ほど、書面での承諾を得ている比率が高い。警備員数「29人以下」では66.7%が書面での承諾を得ているのに対し、警備員数「50～99人」では78.7%、100人以上では80.0%となっている。

#### (4)再委託の契約形態

問16 警備業務を再委託する場合の契約形態はどのようなものですか。

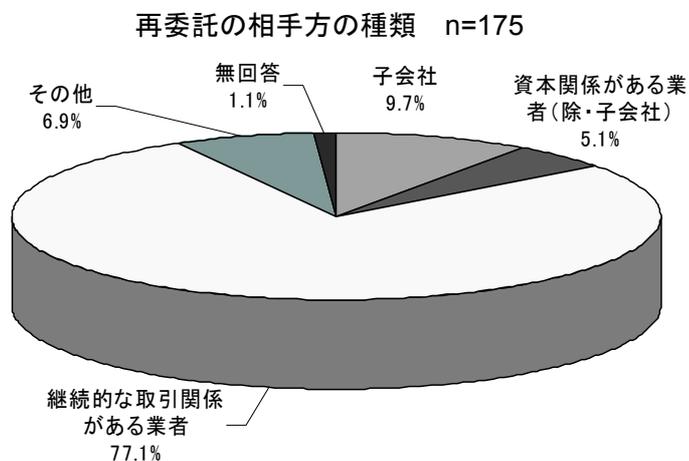
再委託の契約形態 n=175



再委託を行う際の契約形態としては「利用者との契約締結後に、他の警備業者と再委託契約を結ぶ」というものが 72.0%と多くなっている。「利用者と自社及び再委託会社との連名契約を結ぶ」というものは 24.0%である。

(5)再委託の相手方の種類

問17 警備業務を再委託する主な相手方は、どのような警備業者ですか。



「継続的な取引関係がある業者」に主に再委託している警備業者が 77.1%を占め、最も多い。「子会社」に再委託しているのは 9.7%、「資本関係がある業者」に再委託しているのは 5.1%である。また、その他に共同組合等に再委託している警備業者もある。

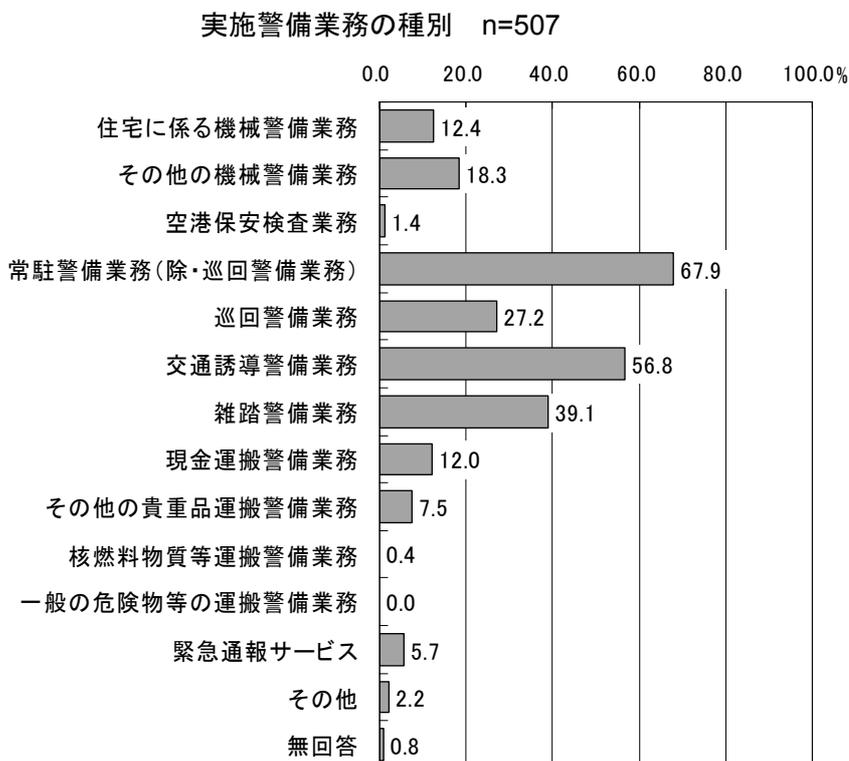
自由回答 問17 警備業務の再委託先（その他）

回答類型	回答数
共同組合	5
適切な業者	4
その他	6

#### 4. 貴社について

##### (1)実施警備業務の種別

問18 貴社が実地している警備業務の種別を全てお答えください。（複数回答可）



回答を得た警備業者が実施している警備業務では、「常駐警備業務」が 67.9%と最も多く、続いて「交通誘導警備業務」である

実施警備業務の種別 n=507

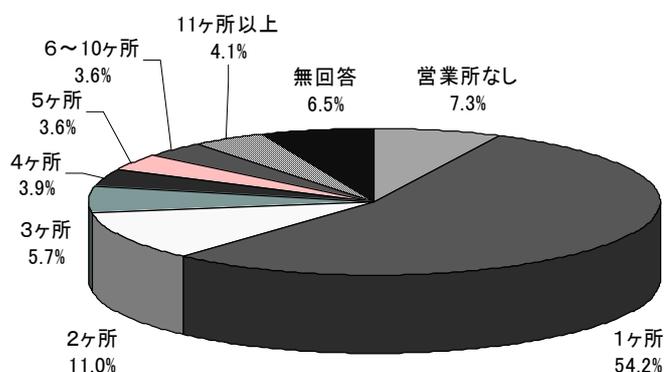
1つの区分の業務を行っている事業者				
1号	2号	3号	4号	
139	99	30	2	
2つの区分の業務を行っている事業者				
1号と2号	1号と3号	1号と4号	2号と3号	
176	12	8	1	
3つの区分の業務を行っている事業者				
1号と2号と4号	1号と2号と3号	1号と3号と4号		
11	9	4		
4つの区分の業務を行っている事業者				
12				
無回答				
4				

多くの警備業者は複数の警備業務を実施している。アンケートで聞いた警備業務を1号から4号に分類し、警備業務の実施状況をみたところ、2つ以上の区分で警備業務を実施している警備業者が233と半数近くを占める。

## (2)営業所数

問19 貴社の営業所数をお答えください。

営業所数 n=507

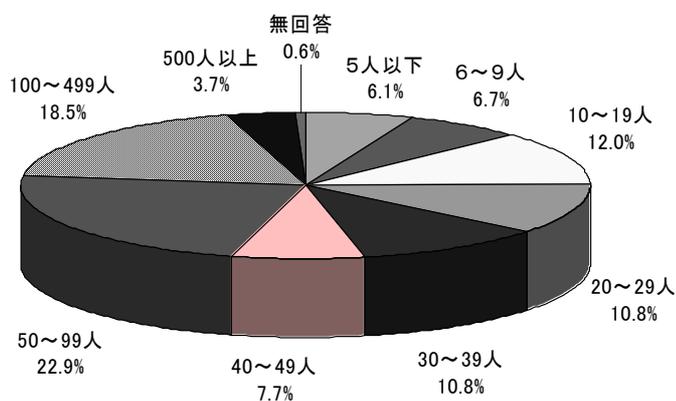


回答を得た警備業者の営業所数では、「1ヶ所」が54.2%と最も多く、続いて「2ヶ所」である。

## (3)雇用警備員数

問20 貴社が雇用する警備員数をお答えください。

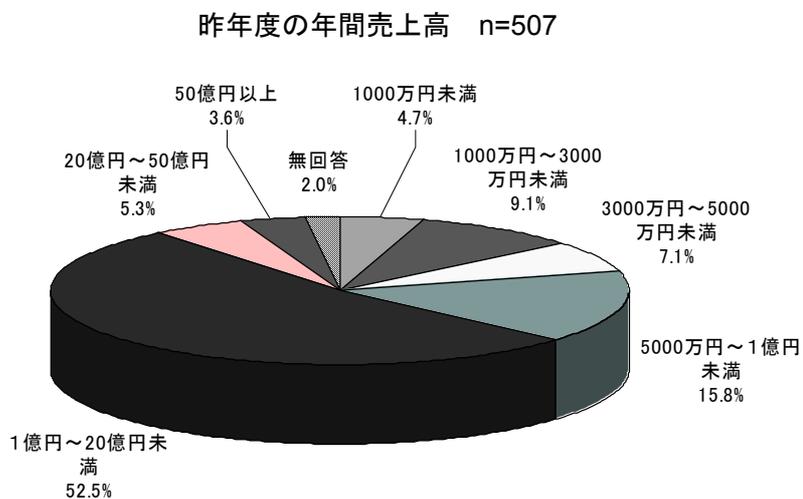
雇用警備員数 n=507



回答を得た警備業者の雇用警備員数では、「50~99人」が22.9%と最も多く、続いて「100~499人」の18.5%である。

#### (4)昨年度の年間売上高

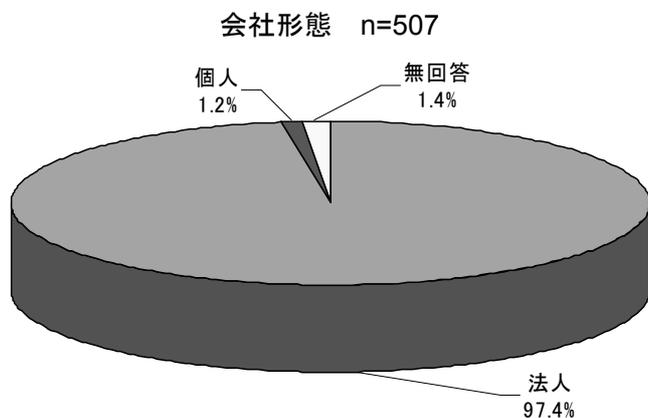
問21 貴社の昨年度の年間売上高をお答えください。



回答を得た警備業者の年間売上高では、「1億円～20億円未満」が52.5%と最も多く、続いて「5000万円～1億円未満」である。

#### (5)会社形態

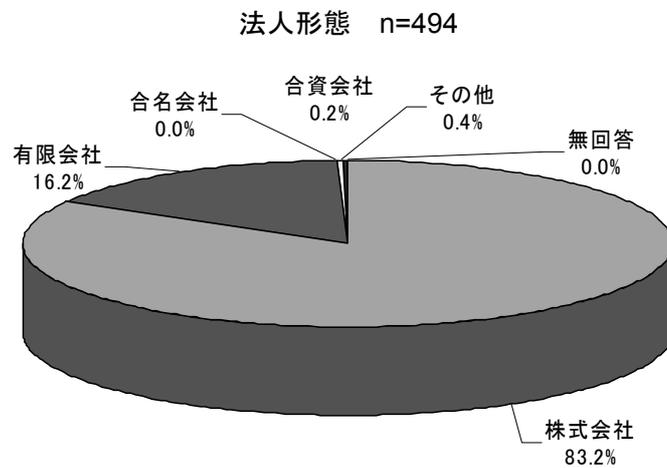
問22 貴社は法人形態ですか、それとも個人形態ですか。



回答を得た警備業者のほとんどが法人形態をとっている。

①法人形態の種類

問 22-1 法人形態の場合、その種類をお答えください。



法人の多くは株式会社である（83.2%）。有限会社は 16.2%となっている。その他として財団法人が 2 件あった。